

奈良県立高等学校総合寄宿舍管理運営規則の一部改正について

令和6年3月27日
学 校 支 援 課

1 改正の理由

総合寄宿舍畝傍寮（男子寮）の定員について、二人一部屋の運用を一人一部屋に変更するため、所要の改正をしようとするもの

2 改正の内容

奈良県立高等学校総合寄宿舍管理運営規則の一部改正

○ 定員数の削減（第五条関係）

総合寄宿舍畝傍寮（男子寮）の定員を50人から25人に削減する

3 施行期日

令和6年4月1日

規 則 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校総合寄 宿舎管理運営規則の一部を 改正する規則</p>	<p>総合寄宿舎畝傍寮（男子寮）の定員について、二人一部屋の運用を一人一部屋に変更するため、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 定員 総合寄宿舎畝傍寮（男子寮）の定員を50人から25人に削減する。 (第五条関係)</p> <p>2 施行期日 令和6年4月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則（昭和五十六年三月三十日奈良県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条中「五十」を「二十五」に改める。

奈良県立高等学校総合寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>(定員) 第五条 総合寄宿舎の寮生の定員は、次のとおりとする。 奈良県立高等学校総合寄宿舎畝傍寮 男子 二十五人 同 かぐやま寮 女子 四十八人</p>	<p>(定員) 第五条 総合寄宿舎の寮生の定員は、次のとおりとする。 奈良県立高等学校総合寄宿舎畝傍寮 男子 五十人 同 かぐやま寮 女子 四十八人</p>